

## 市川市平和啓発事業検討協議会の運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の平和啓発事業を推進することを目的として開催する市川市平和啓発事業検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見交換事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 中立的な平和啓発事業の在り方に関すること。
- (2) 本市の平和啓発事業の現状及び推進に関すること。
- (3) 新たな平和啓発事業に関すること。
- (4) その他本市の平和啓発事業に関すること。

### (開催等)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

2 市長は、前項の規定により開催する協議会に、次に掲げる者の出席を依頼するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他平和の啓発に関し知識と理解のある者

### (協議会の進行)

第4条 協議会は、協議会の出席者の中から選ばれた者が進行するものとする。

### (報償金)

第5条 市は、協議会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

### (身分)

第6条 協議会の出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第7条 協議会の運営に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、失効する。